

豊能町既存民間建築物耐震診断補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊能町の区域内に存する木造一戸建て住宅（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する所有者に対し、豊能町が補助金を交付することにより、民間建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅に該当するものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の指針に基づき行う診断
- (3) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいい、その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含むものとする。
 - ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当するものをいう。
 - i) 財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者でありかつ、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
 - ii) 社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、法の規定に適合するもので、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。ただし、自然災害による被害で罹災証明書を受けている所有者が、復旧工事とあわせて耐震改修工事を行う場合については、耐震診断補助、耐震改修計画の設計、耐震改修工事の交付申請を一括して行うことができる。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築され、かつ、法第2条第1号に規定する建築物のうち木造で建築された一戸建ての住宅（現に居住している、又はこれから居住しようとするものに限る。）
- (2) 前号に掲げるものの他、町長が特に耐震診断の必要があると認める建築物

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、第3条に規定する補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体)とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 耐震診断に要した費用(補強計画作成費は除く。)の10/11とする。ただし1戸当たり50,000円、又は1,000円/㎡のどちらか低い方を限度額とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し。(書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの。)
- (3) 当該建築物の所有者を証明できる書類
- (4) 当該建築物の所有者と占有者(居住者)又は土地所有者とが異なる場合は、それら利害関係者からの耐震診断の実施をしてよい旨の同意書(様式第3号)
- (5) 当該建築物の所有者が複数人の場合は、それら全ての者からの耐震診断を実施してよい旨の同意書(様式第4号)
- (6) 耐震診断費の見積書
- (7) 耐震診断技術者の有する耐震診断講習会の修了書、又は修了者名簿等の写し
- (8) 補助金の交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合の委任状(任意様式)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し豊能町既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

(耐震診断の着手)

第 8 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から 90 日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに豊能町既存民間建築物耐震診断着手届（様式第 7 号）により町長に届け出なければならない。

(耐震診断内容の変更及び中止)

第 9 条 補助決定者は、第 6 条の交付申請書の内容を変更しようとするとき、又は事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請変更・中止届（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。なお、中止までの期間に発生した費用については、交付対象とはならない。

(耐震診断の報告)

第 10 条 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、豊能町既存民間建築物耐震診断報告書（様式第 9 号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果が記載された報告書（評点・住宅名・耐震技術者名が記載されたもの）
- (2) 耐震診断費用に係る領収書の写し

ただし第 13 条に規定する補助金の代理受領申請をする場合は、申請者が耐震診断技術者に支払った額の領収書の写しとする。

- (3) 耐震診断費の明細が記載された請求書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第 11 条 町長は、前条に定める報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により補助決定者に通知する。

(補助金の交付請求)

第 12 条 前条に定める補助金交付額確定通知書を受けた者（以下「補助確定者」という。）は、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第 11 号）を町長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の代理受領申請)

第 13 条 補助確定者は、耐震診断を請け負った耐震診断技術者に対し、補助金の受領を委任すること

ができる。

- 2 補助確定者が前項に定める委任をする場合は、補助金の代理受領を委任した耐震診断技術者（以下「代理受領者」という。）に対して、補助金の代理受領に係る委任状・同意書（様式第 12 号）を提出し、代理受領者から代理受領に関する同意を得なければならない。

（補助金の交付代理請求）

- 第 14 条 代理受領者は、前条第 2 項に定める補助金の代理受領に係る委任状・同意書（様式第 12 号）と共に、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（代理受領）（様式第 13 号）を町長に提出し、補助金の交付請求をしなければならない。

（補助金の交付請求期限）

- 第 15 条 第 12 条または第 14 条に規定する補助金の交付請求は、申請年度に属する 2 月末日までに行わなければならない。
- 2 前項に規定する期限までに補助金の交付請求が行われなければ、交付決定は取り消すものとする。

（補助金の交付）

- 第 16 条 町長は、第 12 条及び第 14 条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付する。

（補助の取消し）

- 第 17 条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 町長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
 - (4) その他町長が不相当と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により補助決定者に通知する。

（補助金の返還）

- 第 18 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金を既に交付しているときは、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第 15 号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補助決定者に対する指導)

第 19 条 町長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(耐震診断技術者の斡旋)

第 20 条 町長は、民間建築物の所有者の求めに応じて、協力機関に対し耐震診断の斡旋を木造住宅耐震診断技術者紹介依頼書(様式 2 号)により、要請することができる。

(要綱適用期間)

第 21 条 この要綱は、『府・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン』に基づき、令和 9 年度まで適用するものとするが、国や大阪府の補助制度等が廃止された場合には、適用しないものとする。

(町長の指示)

第 22 条 町長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。